

## 【臨時監査-国際交流に関する目標を達成するための措置】

### 国際交流に関する目標を達成するための措置

#### ・ 監査の概要

##### 1 . 主な監査項目

全学的な取り組み

研究者交流の支援

留学生（受入・派遣）への取り組み状況

##### 2 . 監査の方法

###### 2 . 1 監査の方法

既存資料による事前調査とともに、予め通知した質問項目に従って調査対象部門の長（機構長・部局長・本部部長）、担当教員、事務（部）長、課長、グループ長、及び掛長を対象に面談した。

###### 2 . 2 監査の実施調査先

11 / 18（火）国際交流推進機構、国際交流センター、  
国際部、国際交流サービスオフィス

11 / 28（金）アジア・アフリカ地域研究研究科

12 / 4（木）工学部・工学研究科

##### 3 . 監査結果

###### 3 . 1 全学的取り組み

###### 3 . 1 . 1 教育に関する国際交流

###### 【受入】

（1）留学生の受入は1,353人（平成20年5月現在）であり、その内容は次のとおりである。

）受入留学生の半数以上は大学院で博士課程が最も多く40%を占めている。部局別では工学部・工学研究科が最も多く（23%）、以下経済学部・経済学研究科（12%）、総合人間学部・人間・環境学研究科（9%）となっている。

）留学生の出身国・地域はアジアが多く、中でも中国・韓国・台湾の三カ国・地域で半数以上（中国39%、韓国15%、台湾5%）を占めている。

）留学生のうち交換留学によるものは受入が59人と少ない（全受入の4.4%）。派遣人数は39人である（ただし、平成19年度開始の交換留学生）。なお、学生交流協定による相互単位認定の実績については、全学の状況を把握しつつあるが、部局による認定が多

様であり、一部把握できていないところがある。

) 受入人数の5年間の推移では、概して増加の傾向にある。現在の規模では全国の留学生の1%が本学の留学生受入となっている。

(2) 受入留学生に対する教育、生活及び国際交流での支援等は次のとおりである。

) 国際交流センターでは国費留学生(予備教育生・日研生・日韓生)及び短期交流プログラム留学生に対する日本語教育の他、全学の留学生を対象とした日本語教育を行っている。内容は漢字7クラス、初級19クラス、中級27クラス、上級4クラスとなっている。受講者数は各クラスの定員を恒常的に超過しており、施設や人員の拡充が望まれている。

) 日常生活適応のための支援策として国際交流センター相談室を設置し、センターの教員2人及び3人の専門のスタッフを配置して、毎日直接の相談やメールでの相談に応じることにより様々なケースに対応している。

) 京都市国際交流協会との共同事業として京都市内の小・中学校へ留学生を派遣して授業を行うプログラムがあり、留学生が自国の文化や生活を紹介することにより生徒・先生との相互理解やふれあいを体験する国際理解プログラム(PICNIC)事業も行っている。

(3) 海外において京都大学への留学を推進するために、協力拠点として『在外京都大学留学・広報アドバイザー』を設置している[中国の6大学--北京(計画中)、浙江、南京、上海交通、復旦、清華--に1人ずつ配置]。

#### 【派遣】

(1) 本学学生の海外留学は本部が把握するデータの他に部局独自の3ヶ月未満の短期派遣もあり、200人~300人であると想定される(京都大学概要では平成20年5月現在で142人)が、本部が把握するデータの他に部局独自の派遣があるため、全学のデータが把握できていないのが現状である。平成16年度のデータ(京都大学ホームページの京都大学学生の海外留学数)では51カ国へ276人が留学しているが、その内容はつぎのとおりである。

) 最も多い留学先は米国(37人)で、以下フランス(28人)、中国(23人)、カナダ(20人)である。

) 派遣元の部局では文学部・文学研究科(69人)が最も多く、以下アジア・アフリカ地域研究研究科(48人)、農学部・農学研究科(31人)そして工学部・工学研究科(28人)となっている。

(2) 本学学生の海外留学のための奨励・支援として次の事業がなされている。

- ）国際交流センターでは、毎年『留学のスズメ』と題した留学説明会を開催し、新入生に対するオリエンテーションを行うとともに、随時留学に関する説明、学生交流協定校の紹介、留学体験情報等の提供をしており、平成19年度は約2,000人の学生が参加している。
  - ）学生交流協定を締結している大学（19カ国52大学）の学生と本学学生と一緒に受講する英語による講義である『国際教育プログラム（KUINEP）』は平成9年度より実施され、平成19年度では22科目250人が受講した。
  - ）本学学生の海外留学、海外研修を奨励・推進するために『国際交流科目』を開設している。これは、海外現地研修とその前後の講義で構成され、全学共通科目のA群科目として開講されている。平成18年度は3コース（中国 上海、ベトナム、韓国）で38人、平成19年度は4コース（中国 上海・昆明、ベトナム、米国）で52人が受講した。
- (3) 東アジア研究型大学協会(AEARU)、環太平洋大学協会(APRU)、国際大学協会(IAU)の3つの国際大学連合に加盟し、国際大学協会とは情報交換を主として交流しており、東アジア研究型大学協会、環太平洋大学協会とは会議、シンポジウム、ワークショップなどによって下表の交流実績を積み重ねてきた。

(平成20年11月現在)

国際大学連合	19年度	20年度
東アジア研究型大学協会(AEARU)	23人	17人
環太平洋大学協会(APRU)	18人	24人

- (4) 事務職員のインターンシップ等による国際化教育は文部科学省及び日本学術振興会による研修等に毎年数名が派遣されている。本学独自の取り組みは次のとおりであるが、研修後の成果の継続活用という点からは今後さらに効果的な人材活用が望まれる。

名 称	18年度	19年度
加フォルニア大学事務職員交流(約3ヶ月)	1人	-
附属病院看護部海外研修(約1週間)	8人	5人
図書系職員海外研修	5人	5人

### 3.1.2 研究に関する国際交流

- (1) 学術交流協定については、大学レベルで80大学・3大学群と部局レベルでは306機関との間で協定が結ばれている(平成20年8月現在)。

- (2) 外国人研究者の受入では、外国人研究員、非常勤講師、招聘外国人学者、外国人共同研究者、外国人研修生等の区分があるが、平成19年度は740人で、内訳は外国人研究員104人、非常勤講師81人、招聘外国人学者223人、外国人共同研究者296人、外国人研修員等36人となっている。地域別では、アジアが40%、ヨーロッパが33%、北米18%となっており、主な国別では、中国、アメリカ、フランス、韓国、ドイツとなっている。
- (3) 本学国際シンポジウムも国際交流推進機構の積極的な関与の下で国内外で実績が積み重ねられてきている。

年度	回数	開催国	参加人数
平成15年度	1回	米国	221人
平成16年度	1回	シンガポール	367人
平成17年度	2回	中国、タイ	476人
平成18年度	1回	タイ	148人
平成19年度	2回	日本、インドネシア	571人

- (4) ホームページの多言語表記は京大ホームページが4ヶ国語表記、国際交流推進機構のホームページが2ヶ国語表記となっているが、東南アジア研究所のホームページの京都大学、東南アジア多言語ポータル「Kyoto University in Southeast Asia」では京都大学の東南アジア諸国における教育研究活動や東南アジアの人々と連携した活動の紹介を10ヶ国語で表記している。
- (5) 海外拠点（拠点の名称についてはオフィス、フィールドステーション、事務所と様々である）の設置は14部局が設置しており16カ国・32拠点（平成20年5月現在）となっている。地域的には本学のフィールド研究の実績を反映して東南アジアとアフリカにその多くが設置されており、欧米ではアメリカのみである。それぞれの海外拠点における研究交流実績の把握については課題である。

### 3.1.3 国際交流の環境整備

- (1) 1,291人の留学生（平成19年度）の受入れに伴う住居については、本学所有の国際交流会館が18%、学生寮が9%と少なく、全体の60%が民間住宅となっている。
- ）本学の受入れ住居施設としては旧七帝大の平均に比較して少ない（収容率）にも拘わらず入居率は90%とよく活用されている。
- ）厳しい住居状況の補完策として、京都市営向島学生センターの京都大学割当戸数の拡大、民間住宅の京都大学留学生専用の住居への転用、民間住宅へ入居する際の機関保証制度（財団法人京都大学コンソーシアム等）

の活用、大学近隣の不動産物件のホームページによる紹介等を行っている。

- (2) 留学生支援・交流事業として、新入生歓迎パーティの開催、留学生ラウンジ「きずな」での交流イベント(月例)、見学旅行を定期的を実施している。「きずな」の交流イベントにおける一回の参加者は15人程度である。
- (3) 留学生の各種悩みに対応すべく、留学生相談室に専門相談員を配置し面談とメールで相談を受けている。年間で約500件の相談を受けているが、内容は健康相談が最も多く(約22%)、続いて進学・転学(約17%)、勉学・研究(約15%)となっている。
- (4) 「武田記念京都大学外国人留学生特別支援プロジェクト」により、平成17年にすべての国際交流会館全戸におけるインターネット回線の敷設、留学生相談室の改修、平成18・19年度には武田記念特別チューター制度の整備・実施、武田記念学生交流促進シンポジウムの実施、国際交流多目的ホール・来賓応接室の設置等の充実が図られている。
- (5) 国際交流会館での入居者のための日本文化紹介イベント(映画、茶道、華道、日本語、日本料理教室)も定期的に行われている。

#### 3.1.4 今後の課題

部局として次の課題を認識している。

- (1) 「留学生30万人計画」への対応として平成20年9月に「京都大学留学生政策WG」が組織され検討が開始されている。
- (2) 部局を含めた全学レベルの国際交流のデータを収集し、現状を評価し、新しい施策を考え、対応するための人的リソース(調査・企画・広報機能を持つ組織)を確保する必要がある。
- (3) 国際交流センターの若手教員は、担当する多くの授業および非常勤講師サポートのため過負荷状態で、研究時間が少ない。
- (4) 国際交流関係の業務を遂行できる事務スタッフが少なく、長期・計画的な人材育成と国際交流業務に着目した適切な人事異動等による適正規模の人員配置が必要である。
- (5) 留学生の宿舍確保の問題の解決が急がれる。

#### 3.2 工学部・工学研究科での取り組み

工学部・工学研究科では、国際交流委員会を設置するとともに、「グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センター」が中心となって種々の国際交流事業に取り組んでいる。

##### 3.2.1 教育上の国際交流に対する取り組み

- (1) 留学生の受入では、平成20年10月現在、342人(全学1,425人の24%)の受入を行っており、毎年その数は増加してきている。研究生

の受入も行っているが、大半は入学試験に合格して修士・博士後期課程に入学している。

- (2) 産業界でのグローバル人材の活躍を目的とした経済産業省、文部科学省の連携事業である「アジア人財育成プログラム」では、平成19年度5人、平成20年度10人の学生を受け入れ、日本産業界で働くための教育を実施し、平成19年度入学の第一期生はすべて日本企業に就職が内定している。
- (3) 受入留学生のための特別コース(総合工学21人、サステナビリティ基礎工学8人)を博士後期課程に設け、英語による講義だけで学位が取れるしくみを構築し、平成19年度よりスタートしている。
- (4) 学生の海外派遣は、大学院の学生を対象として行われ、平成19年度は265人(延370件)が1ヶ月以上派遣されている。学生の海外留学は学生交流協定に基づくもので、平成18年度2人、平成19年度4人である。
- (5) 学生の国際化のために次の事業が行われている。

#### 【大学院】

- ) 「グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センター」では国際化対応の工学研究科共通科目を開設した。
- ) 大学院教育改革 GP 採択による国際化支援活動(各種経費補助)
- ) 国際化関連科目として英語による授業科目(平成20年度26科目)、マラヤ大学・清華大学との連携による英語での遠隔講座、実践的科學英語演習および科学技術国際リーダーシップ論を開始している。

#### 【学部】

- ) 「科学英語」講座の開設
- ) 文科省理数学生応援プロジェクトに採択された「グローバルリーダーシップ工学プログラム」を平成19年度に開設している。

### 3.2.2 研究上の国際交流に対する取組み

研究上の国際交流では、学術交流協定による交流、海外シンポジウム研究発表、海外拠点での国際交流、国および公的機関による国際交流事業を行っている。これらの事業の実績は今後「社会に対する情報」として意識的に発信していく必要性が認識されている。

- (1) 部局間学術交流協定は、平成18年度30、平成19年度30、平成20年度27となっているが、部局レベルの協定から全学レベル協定への移行もあり、協定大学数はほぼ横ばいである。工学部・工学研究科の協定更新の運用としては、5年間の協定で交流実績がなければ更新しないことを原則としている。
- (2) 学習成果の認定では、派遣先大学の基準によって単位認定の有無が決め

られている。受入においては単位認定を行い、派遣元大学が認定できるよう配慮している。

- (3) 海外シンポジウム、海外での研究発表における国際交流も多く行われている。派遣が平成18年度1,091人、平成19年度987人、受入が平成18年度536人、平成19年度490人で、1ヶ月以上のものも少なくない。
- (4) 日本学術振興会による拠点大学交流事業は3事業(環境科学、都市環境、先端微粒子ハンドリング科学)あり、それぞれ清華大学とマラヤ大学とで共催している。平成18年度、平成19年度で3事業合わせて毎年約200人の参加者がある。
- (5) 文部科学省による「21世紀COEプログラム」として3事業がなされてきた。現在はグローバルCOEプログラムとして3事業(物質科学の新基盤構築と次世代育成国際拠点、光・電子理工学の教育研究拠点、アジア・メガシティの人間安全保障工学)が実施されている。
- (6) 海外拠点として深圳に設置した「京都大学 - 清華大学環境技術共同研究教育センター」では寄附講座を開設してきた。平成20年度からは遠隔講義の形で続けている。

### 3.2.3 今後の課題

- (1) 「留学生30万人計画」について検討しているが、正規生だけの受入でなく、非正規生(短期留学)としての受入も含めた柔軟な対応を考えていく必要がある。
- (2) 国際交流会館は洛北、宇治地区のみに設置されており留学生を多く受け入れる桂キャンパスのある洛西地区にも是非必要である。
- (3) 国際交流を推進していく事務スタッフの育成が考えられていない。キャリアパスを充分考えた国際交流推進事務スタッフ養成が急務である。

### 3.3 アジア・アフリカ地域研究研究科

#### 3.3.1 教育上の国際交流に対する取組み

- (1) 外国人留学生受入は毎年4~5人で、平成19年6月現在で20人(東南アジアから18人、アフリカから2人)である。
- (2) フィールドステーションにおいては、4年半の間に大学院生約150人の派遣に対して70人の教員を派遣してオンサイト・エデュケーション(隣地研修)を行ってきた。
- (3) 派遣は前期に講義が集中しているため、後期に多くなっている。派遣中は保険を付保するほか、現地非常時は動向の通知を強く指導している。
- (4) 学生はNGOを立ち上げて社会貢献活動をしており、中・高校の総合学習に出講するなどの取組みをしている。

### 3.3.2 研究上の国際交流に対する取組み

- (1) 部局間交流協定については、アジア・アフリカ地域研究研究科(16協定)、東南アジア研究所(17協定)、アフリカ研究地域資料センター(13協定)が、それぞれ締結しているが、重複しているものもあり、現在引継ぎ中である。
- (2) シンポジウム、ワークショップは、平成15年度～平成18年度の間に東南アジア、アフリカで9コースが開催され、平成15年度～平成18年度の間東南アジアでセミナー・研究会が11コース開催されている。
- (3) 海外拠点はフィールドステーションとしてアジア9拠点、アフリカ5拠点を設けている。
  - ) フィールドステーションは常設事務所として設置した機関型と臨時的に調査地に設けた機動型の2種類がある。
  - ) フィールドステーションでは、4年半の間(平成14年度～平成18年度)に12人の若手研究員(主として21世紀COEプログラムによる)が、現地のカウンターパート(主として大学)の協力を得て共同研究を行ってきた。
  - ) フィールドステーションを通じて次の成果を挙げている。
    - 地域研究のオンサイト・エデュケーションという方法論の確立・発展
    - 現地滞在することによる大学院生の経済的負担の軽減
    - 留学ビザ取得の円滑化
    - 学外日本人研究者・研究組織への支援
    - 現地カウンターパートの教育研究の支援
  - ) ワorkshopセミナーの開催は次の成果を挙げた。
    - 学生・研究者のイベント開催のノウハウの取得
    - アジア現地政府機関、現地住民への研究成果の還元

### 3.3.3 今後の課題

部局として次の課題を認識している。

- (1) 「留学生30万人計画」では、研究科の定員が少ないため、多くの留学生を受け入れると日本人枠が少なくなりすぎるおそれがある。
- (2) フィールド調査が多いため、毎月1回の奨学金の支給手続き(署名作業)を改める必要がある。
- (3) 東南アジア研究所の事務職員の定員によって研究科の業務もしていかななくてはならないので、事務職員の負荷が大きくなっている。
- (4) アジア・アフリカの領域では日本一の貴重な資料が豊富にあるにもかかわらず、図書館のスペースおよび運営スタッフ(司書)が不足している。
- (5) 競争的資金に関する事務業務が多くなってきており、それに携わる教員の

負荷が従来の二倍になっている。

## ・ 監事意見

### 1 . 国際的社會貢献に関する情報発信の強化

京都大学の国際交流として、教育に関する国際交流（留学生の受け入れ等）と共に研究に関する国際交流が多岐にわたり実行されている。これらの国際交流の多くは、社会貢献的な側面を持っており、教育に関する社会貢献及び研究に関する社会貢献とも捉えられる。

国際交流推進機構、工学部・工学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科に関するヒアリングの範囲ではあるが、次のような国際交流が列挙できる。

- ・ 学術交流・学生交流協定に基づく研究者及び学生の交流（受け入れ・派遣）
- ・ 京都大学国際シンポジウムなど様々な国際シンポジウム、ワークショップ、セミナーの開催
- ・ 東アジア圏学生交流推進プログラムの推進
- ・ 環太平洋大学協会（APRU）の推進及び東アジア研究型大学協会（AEARU）の活動を通じた海外の学生との交流の促進並びにネットワークの構築
- ・ 国際交流センター多文化交流フォーラムの開催
- ・ 国際理解プログラム（PICNIK）の実施
- ・ アジアの人間安全保障に向けた環境マネジメントと地域防災に関する教育・研究の国際連携の推進
- ・ 京都大学 - 清華大学環境技術共同研究・教育センターの開設
- ・ 環境マネジメント人材育成国際拠点の展開
- ・ 拠点大学交流事業 「環境科学」「都市環境」の推進
- ・ 先端研究拠点事業の推進
- ・ 21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラムの推進
- ・ 「グローバル工学人財育成プログラム」の推進
- ・ 大学院教育改革支援プログラム「国際化支援事業」「産学連携交流」の推進
- ・ 留学生のための特別コース - 総合工学特別コース、サステナビリティ基盤工学特別コースの設置
- ・ フィールドワークを通じた臨地教育・研究の融合の推進

現在京都大学では、このように多岐にわたった国際交流事業を通じて社会貢献が行なわれている。これらのプログラムはそれぞれのプログラムごとに開催の案内やパンフレットなどを通じて情報発信されているが、このような多岐にわたる国際的な社会貢献の全体像については発信されておらず、京都大学の国際的側面からの社会貢献の実態が社会に伝わり切れていないと考えられる。京都大学全体としての国際的な社会貢献は多岐の教育・研究にわたっており、その全体を取りまとめることは困難であると考えられるが、それらの主要な内容を取りまとめ発

信することは、十分可能でありかつ社会からの期待に応えるものであると考える。

京都大学の国際的な教育・研究に関する社会貢献が、継続的に社会に発信され、多くの人々に役立つと共に京都大学の価値向上につながることを期待したい。将来的には、『京都大学の社会貢献白書』（国際版及び国内版）として発信されることを望みたい。

## 2. 国際業務の「調査・企画力」の強化

学生交流協定に基づく「相互単位認定」の実情、海外拠点の連携における研究交流内容、研究員の海外の派遣人数など全学に係わる重要な情報の一部分について本部で把握されていない。したがって、全学的な国際交流に関する実態は不明確である。また、京都大学の国際交流戦略を部局と連携を図りつつ計画的に実行していく体制も十分ではない。

現在の国際交流推進機構及び国際部の体制で調査・企画業務にも注力することは困難な状況であるが、国際関係業務は近年強化されてきた業務であり、喫緊の課題である「留学生30万人計画」のための企画と実行などの重要な業務が今後ますます増加することは必定であり、その戦力強化（計画的な国際業務担当者の人材育成も含む）を検討し、計画的な体制整備が必要な時期であると考え。同時に、現在の業務を「調査・企画」関係の業務と「実施」関係の業務に区分し、事務効率化の観点も加えつつ、調査・企画業務を強化していくことが必要である。

このような体制強化により、本部として京都大学の国際交流の全学的状況を把握し、部局から求められる国際交流に関する教育・研究支援を強化し、京都大学としての国際的な教育・研究活動を一層強化することができるものと考え。また、前項でも述べた国際的な社会貢献活動に関する広報活動も強化できるものと考え。

## 3. 留学生30万人計画に向けて

文部科学省等により「留学生30万人計画」（目標達成時期は2020年）が打ち出され、すべての大学において大きな関心が持たれている。本計画に基づき、日本留学への誘い、入試・入学・入国の入り口の改善、受け入れ環境づくり、卒業・修了後の日本社会での就職等の受入れの推進と共に、大学等のグローバル化の推進が強力に進められようとしている。こうした状況に対応して「京都大学留学生政策WG」では、「京都大学 知性と卓越の国際学生養成計画（案）」がまとめられているが、現段階では試案であり、京都大学として確定された計画ではない。今後、京都大学が「留学生30万人計画」に対応していくためには、他大学と比較して劣位にある受入れ宿舎の整備等が大きな課題であると考えられ、長期的にかつ計画的に実行されなければならない課題でもある。

現在京都大学の当計画に対する基本的考え方や具体的対応策が明らかにされて

いる状況ではないが、部局にとってこのテーマに対する関心は高く、いずれの部局からも今後の課題として「留学生30万人計画」が挙げられた。このような状況を鑑みると、京都大学の国際戦略を明確化しつつ、「留学生30万人計画」の進捗状況に対応して、できるだけ早期に当計画に対する京都大学の基本的考え方と具体的対応策を明らかにし、各部局で計画的に具体的施策が検討、実施され、本計画に的確に対応していくことが求められる。

以 上

## 【臨時監査-コンプライアンスに関する取組み】

### コンプライアンスに関する取組み

#### ・監査の概要

##### 1．主な監査項目

コンプライアンス徹底への取組み状況

##### 2．監査の方法

###### 2．1 監査の方法

既存資料による事前調査とともに、予め通知した質問項目に従って調査対象部門の長（機構長・部局長・本部部長）、課長、グループ長、及び掛長を対象に面談した。

###### 2．2 監査の実施調査先

12 / 8（月）薬学部

12 / 11（木）ウイルス研究所

12 / 12（金）環境安全保健機構・環境安全衛生部・保健管理センター  
総務部

##### 3．監査結果

###### 3．1 労働安全衛生法改正に対する対応

- （1）平成19年以降労働安全衛生法は改正されていない。同法施行規則は改正された。
- （2）法令改正に関する情報は専ら官報及び厚生労働省のホームページの閲覧によっている。
- （3）法令改正による学内関連規程の改訂については、環境・安全・衛生委員会の議を経て、部局長会議、教育研究評議会、役員会に付議のうえ決定している。
- （4）規程改正等の周知については、本学ホームページ及び「全学事務用グループウェア」によっているが、必要により事務(部)長会議で補足説明をしている。
- （5）環境安全衛生部では、各部局の安全衛生管理体制を把握するため、部局安全衛生推進者の配置状況及び部局安全衛生委員会の設置並びに開催の状況について調査・確認した。

###### 3．2 健康管理に対するコンプライアンスについて[「労働安全衛生法」(以下「法」)、「学校教育法」(以下「学教法」)、「学校保健法」(学保法)、「京都大学安全衛生管理規程」(以下「規程」)]

#### 【産業医】

- (1) 7事業場(吉田・病院・宇治・桂・熊取・犬山・大津)に産業医を配置し、総括産業医1名を選任している。
- (2) 法施行規則第15条及び規程第15条に定める毎月1回の事業場毎の産業医による巡視は吉田・熊取事業場ではなされているが、他5事業場では巡視頻度が不足している。なお、職場巡視結果報告(必要な措置を含む)については書面によってなされている(平成20年5月7日付附属図書館宛報告書で確認)。

#### 【学校医】

- (1) 学保法第16条及び規程第16条の定める学校医には保健管理センターの6人の医師が選任されている。
- (2) 学保法施行規則第23条第2項及び規程第17条に定める学校医の執務記録簿は作成していない。「執務記録簿は、通常学校医の勤務体制が非常勤であることからその作成が求められているしくみであり、本学は常勤学校医であるため作成する必要がない」としているが、コンプライアンス上の問題がクリアーされているか否かについては当局に確認されていない。

#### 【学生の健康診断】

- (1) 学教法第12条、学保法第6条及び規程第32条第5号のとおり、学生一般定期健康診断を実施しており、受診率も平成18年度88%、平成19年度88%と高い(受診率が高い理由として一般定期健康診断の受診が試験を受ける条件である旨通知していることが考えられる)。受診結果は証明書自動発行機により学生が自らプリントアウトする方法で通知しているが、緊急の場合は直接通知している。
- (2) 学保法第4条の学生就学时健康診断についても毎年実施されている。

#### 【健康管理体制】

- (1) 教職員、学生等の安全保持、保健衛生及び環境保全に関する重要事項を審議する組織として、環境・安全・衛生委員会(委員長は安全管理担当理事)が設置されており、平成19年度は5回、平成20年度は1回開催されており、議事録も作成されている。また、教職員、学生等の保健管理及び学内衛生に関する事業計画、保健管理センターの所長及び教員人事等を審議する組織として保健衛生委員会が設置されている。
- (2) 法第18条及び規程第20条に定める事業場衛生委員会は7事業場すべてに設置されており、事業場の過半数代表者の推薦を得た者も選任されている。委員長は総括安全衛生管理者が充てられている。委員会は、労働安全規則第23条、規程第23条に定められたとおり平成20年度に

において毎月1回開催されている。

- (3) 規程第24条に定める部局安全衛生委員会についても72延部局中、61部局において設置されている(教育学研究科、国際交流センター、産官学連携センター、こころの未来研究センター、女性研究者支援センター、先端医工学研究ユニット、先端技術グローバルリーダー養成ユニット、本部、生存基盤科学研究ユニット、次世代開拓研究ユニット及び宇宙船総合学研究ユニットが未設置である。)。開催頻度については把握していない。

#### 【職員の健康診断】

- (1) 法第66条及び規程第32条の職員の一般定期健康診断は規程のとおり毎年実施されている。受診率(人間ドック受診者を含む)は、平成18年度84%、平成19年度74%となっているが、未集計の学外での受診を加えると実際の受診率は想定で90%程度である。(大学では本学の事情に似通った近畿地方の2国立総合大学平均で19年度90%、民間企業では5,000人規模以上の企業で93% 19年度厚労省調査 という状況である)。
- (2) 法第66条及び規程第36条に定める健康診断結果記録は「総合的健康管理システム」を導入して一元管理をしている。ただし、当システムへの入力データは集団検診による健診結果のみで、各人が個々に受診する人間ドックによる健診結果のデータは現在入力中である。
- (3) 法第66条第6項及び規程第37条に基づく職員への健康診断結果及び必要な措置については書面により通知している。必要な場合は精密検査および治療の指導を行っている。さらに緊急の場合は職員を呼び出して指導している。ただし、遠隔地については外部医療機関に委託しているため、保健管理センターではフォローできていない。
- (4) 平成20年度から保険者(文科省職員共済組合)に義務付けられた特定保健指導は、保健管理センターとして行っていない。
- (5) 法第66条第2項及び規程第32条第3号による有害業務従事者健康診断(例えばDNA、DFRS関係従事者の特殊健康診断)も行っている。

#### 【今後の課題】

次のものがある。

過重労働対策

麻疹・新型インフルエンザ対策

これらが発生した場合、大学としての対応が必要となってくる。

メンタルヘルス対策

セルフケア(自己管理)とラインケア(職場管理)を相互補完していく

ことが重要であり、保健管理センター及び医療機関の連携した施策が必要である。現状ではwebによるメンタルチェックと啓発講座を開催している。

### 3.3 放射線障害の防止に対するコンプライアンスについて[（「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「法」）、「京都大学における放射線障害の防止に関する規程」（以下「規程」）]

#### 3.3.1 全学の取組み

##### 【管理体制】

- (1) 規程第3条に定めるとおり全学組織である放射性同位元素等管理委員会（管理委員会）および放射線障害予防小委員会（小委員会）が組織されている。現在管理委員会は29委員、小委員会は35委員である。
- (2) 管理委員会は平成20年度2回、小委員会は平成20年度4回開催の予定で既に3回開催されている。
- (3) 各部局の部局委員会の活動状況については把握していない。
- (4) 法の改正毎に本学の規程を改正しているが、部局の規程についても指導を行ったうえで改正し、いずれも必要な場合は文科省へ提出している。
- (5) 規程7条に定める放射線取扱主任者、エックス線作業主任者については部局毎にまた、部局にあっては適切な単位毎に選任しており、毎年1回の「放射性同位元素等使用施設等調査点検」（立ち入り点検）において確認している。立ち入り点検において確認した不具合については改善依頼書を発行するとともに、改善報告書の提出を求めている。

##### 【管理状況】

- (1) 全学の状況は、規程第11条のとおり「立ち入り点検」により毎年確認されている。平成20年度は放射性同位元素等使用承認施設が14部局20事業所ある。平成20年度のX線装置・電子顕微鏡は合わせて433台保有しているが、内20年度の設置・変更・廃止は40台となっている。
- (2) 管理区域の掲示は立ち入り点検で毎年確認されている。
- (3) 取扱者の登録は4,632人となっている(平成20年第2四半期報告)。四半期毎に新規登録者などによる増減が小委員会に報告されている。
- (4) 取扱者の教育訓練は、規程第13条から第16条に定められているとおり定期的に行われており、平成19年度では新規取扱登録者の新規教育訓練を1,058人、既登録者の再教育訓練を3,709人が受講している。受講しなければ取扱者としての登録ができないしくみとなっているので、ほぼ全員が受講していると推定できる。
- (5) 規程第16条の具体的措置の一つとしての登録者の健診は、新規教育訓練

時に受診し、以後6ヶ月以内毎に受診することになっている。受診しなければ取扱者としての登録ができないしくみとなっているので、ほぼ全員が受診していると推定できる。

#### 【危機管理】

- (1)平成20年7月に宇治キャンパスの粒子線発生室で小火事があり消火器で消火する事故があったが、放射能の漏洩・被ばくはなく、管理委員会の措置には至らなかった。
- (2)これまで地震による放射能の漏洩、被ばく等の重大な被害は発生していない。

### 3.3.2 部局での取り組み

薬学部・薬学研究科の取組みは次のとおりである。

#### 【管理体制】

- (1)「部局の放射線障害防止に関する事項を調査審議する委員会(部局委員会)」が設置されており、2回/年開催されている。
- (2)部局の放射線障害予防規程が制定されており、改正等についても適宜行われている。
- (3)放射線取扱主任者は3人選任しており、全体を総括する総括取扱主任者も選任している。また、X線作業主任者も選任している。

#### 【管理状況】

- (1)放射性同位元素等を取り扱う施設は1箇所で施設されている。X線発生装置は3台である。
- (2)使用施設の文科省への新設・改廃の許可申請、管理状況報告を行っている他、施設の点検についても専門業者に実施を委託している他、1回/年の小委員会の立ち入り点検が実施されている。
- (3)放射線取扱者の登録は約250人(学生200人、教職員50人)が登録されており、各取扱者の教育訓練受講歴と健康診断結果は台帳により管理されている。

#### 【危機管理】

- (1)規程第19条による措置の例はこれまで発生していない。実験中の火傷があった他、少量の廃棄物の持ち出しがあったが、全員に事情聴取を行い解決した。
- (2)規程第18条により震度4以上の地震が発生した場合について、被害状況の報告が義務付けられている。
- (3)規程第17条第4項の規定にもとづく非常時の緊急連絡網が作成され、必要な箇所に貼られている。

## ウイルス研究所の取組み

### 【管理体制】

- (1) 「ウイルス研究所放射線障害予防規程」が制定されている。
- (2) 「放射線障害防止委員会」が組織され、放射線取扱主任者が選任されている。  
委員会は適宜開催されている。

### 【管理状況】

- (1) 放射性同位元素等を取り扱う施設は1箇所、X線装置は2台ある。放射性同位元素等を取り扱う施設については、入室が二重扉となっており、それぞれ、施錠されている。入室の記録は放射性同位元素等を取り扱う施設においては入退室記録、X線装置においては使用記録を作成することになっている。
- (2) 帳票（施設等の点検記録）による施設の自己点検もなされており、記録もとられている。文科省へは「平成19年度放射線管理状況報告書」に添付して提出されている。小委員会の立ち入り点検も受けている。
- (3) 教職員および学生のほとんどが取扱者として登録されており、登録者は毎年取扱の教育訓練を受講している。

### 【危機管理】

- (1) 過去二十年間、非常事態の措置をしなければならないケースは発生していない。
- (2) 阪神大震災の時も放射能漏洩、被ばく等の重大な被害は発生しなかった。
- (3) 非常時連絡網が作成され、通知されている。
- (4) 他大学でコンプライアンス違反案件が発生した時には、直ちに部局で自主的に調査している。

## 3.4 就業規則の改廃に対するコンプライアンスについて[「労働基準法」(以下「労基法」)「京都大学教職員就業規則」(以下「就業規則」)]

### 3.4.1 改正内容

- (1) 平成19年度における就業規則及び関連規程の改正は以下の13件であった。
  - 教職員就業規則の一部改正
  - 教職員休職規程の一部改正
  - 教職員の再雇用に関する規程の一部改正
  - 教職員給与規程の一部改正
  - 教職員退職手当規程の一部改正
  - 教職員懲戒規程の一部改正
  - 有期雇用教職員就業規則の一部改正
  - 時間雇用教職員就業規則の一部改正
  - 教職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正

教職員の自己啓発等休業に関する規程の制定

教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則の一部改正

教職員初任給調整手当支給細則の一部改正

教職員特地勤務手当支給細則の一部改正

(2) ただし、労基法改正に伴う就業規則の改正はなかった。

#### 3.4.2 改正手続

(1) 改正の際には所定の会議体に付議するとともに、労基法第90条に定める過半数代表者へ説明をし、意見を聴いたうえで、総長が決裁し、過半数代表者の意見書を添付し、労基法第89条の定める労働基準監督署への届出を行っている。

(2) 労基法第89条の定める労働基準監督署への届出は総務部で行っているが、遠隔地における届出は部局に依頼している。

#### 3.4.3 改正の学内通知

(1) 各部局へ改正内容の周知徹底を依頼するとともに、ホームページ上で周知している。また、必要な場合は、改訂の概要とポイントを説明資料として付けている。

### 3.5 労働時間管理に対するコンプライアンスについて[「労働基準法」(以下「労基法」)「京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程」(以下「規程」)]

#### 3.5.1 労働時間管理の方法

(1) 規程第10条のとおり、出退勤は始業時のみ出勤簿に押印し、終業時は押印しないこととしている(定時始業・定時終業以外は休暇、超過勤務の手続等を行う)。ただし、本部の事務組織では「就業管理システム」で始業・終業、休暇、超過勤務等勤務時間管理を行っている。

(2) 時間外労働管理については、一般職員、管理・監督者、教員(専門業務型裁量労働制適用者)毎に所定の方法が定められている。一般職員は「超過勤務等命令簿」により管理されているが、教育研究推進本部および経営企画本部では「就業管理システム」により管理されている。

(3) 労基法36条の定めによる36協定も7事業場毎に締結されている。

(4) 規程第22条のとおり休暇管理は「休暇簿」により管理されている。年次有給休暇は時間単位、特別休暇、病気休暇及び職務専念義務免除は分単位で管理している。

#### 3.5.2 労働時間管理の啓蒙

(1) 新規採用時の職員研修では労働時間管理について説明しているが、課長・係長昇格時の研修では特にプログラムに入れていない。

(2) 労働時間短縮については、担当理事名で労働時間短縮の必要性について文書

により通知をしている。

### 3.5.3 労働時間の実態管理

- (1) 3.6 協定の限度外の時間管理は部局に依頼しており、限度外の申請・届出は総務部を通じて、過半数代表者に通告書により通告している。総務部では全学の時間外労働時間を可視化して改善策を検討すべく、個人別・部局別・月別に集計している。
- (2) 総務部は定時退勤日の設定を各部局に依頼しているが、部局別の実施状況については把握していない。
- (3) 労働時間の短縮については、平成18年7月に労働時間短縮推進委員会より「労働時間短縮のための提言」がなされ、提言を検討のうえ担当理事名で平成18年11月に各部局に対して労働時間短縮施策の推進が依頼されている。全学の労働時間短縮推進の所掌部門である総務部では、教職員の労働時間短縮への意識改革は進んできていると認識しているが、労働時間短縮施策の実施状況の把握はしていない。

## . 監事意見

### 1. 法律改正等に伴う諸規程の改廃等の対応と放射線障害防止

労働基準法、労働安全衛生法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の改正に伴う就業規則等の諸規程の改正、関係機関への届出、教職員・学生等への周知徹底は確実に行われている。また、法律改正以外の要因による就業規則の改正等についても同様に、周知徹底は確実に行われている。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関しては、京都大学における放射線障害の防止に関する規程及び部局の放射線障害予防規程が定められ、管理及び必要な諸手続は本部及び部局において確実に行われている。さらに部局における管理状況は、小委員会による「立ち入り点検」(1回/年ただし、小規模施設は隔年)により確認されている。「立ち入り点検」で確認された指摘事項に対しては、その改善内容の報告を求め、小委員会で安全等の確認が行われており、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する本部の統制業務について、P - D - C - Aが確実に実行されている。この業務の遂行状況をモデル化し、事例(別紙)として提示させていただくので今後の仕事の進め方の参考にさせていただきたい。

### 2. 健康管理

事業場安全衛生委員会は、すべての事業場で所定の委員が選定され、規程の通り(1回/月)の委員会が開催され、委員会議事録が作成されている。また、産業医は、規程の通り事業場毎に定められているが、毎月1回の事業場の巡視につ

いては、吉田事業場及び熊取事業場以外の事業場は、実行されていない。健康診断は、想定ではあるが90%程度の教職員と90%弱の学生が受診し、受診結果は職員に対して個別に通知し、学生に対しては証明書自動発行機による証明を行っており、健康に問題のある人に対して受診指導が行われている。

産業医による職場巡視は、安全衛生管理規程第15条で「少なくとも毎月一回の事業場等の巡視」を定めている。コンプライアンスの観点からは吉田事業場及び熊取事業場以外の事業場でも毎月一回の巡視が実行されなければならない。また、健康診断は正確な受診率が把握されておらず、90%程度の教職員が受診しているとの過去の実績値からの想定しかない。受診人数が明確でないのは、対象となる職員の把握が充分でないこと及び学外で健康診断を受診している状況を把握しつつも一元管理ができていないからである。まず全学の教職員の受診に関する正確な実情を把握し、全学の受診状況を正確に把握することが必要である。次に安全衛生管理規程第32条では、「教職員に対して1年以内ごとに1回の健康診断を定期的に行う」と定めている。事務体制を整備し、明確になった未受診者に対して受診を働きかけ、一人でも多くの教職員が受診するよう具体的な施策が実行されなければならない。

さらに、職員の健康維持・増進という観点からは、全学の健康診断の実情を分析し、教職員の健康障害の予防及び健康増進策を策定し、実行していくことが望まれる。将来的には、健康診断のみならず生活状況調査や運動能力検査なども実施する健康測定が行われ、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等に結び付けていくことが望ましい。

教職員の健康障害の予防、さらには健康の増進は、教職員一人ひとりの健康管理が原点であり、教育・研究及び業務の質の向上の原点である。上記のような努力が継続されることを期待したい。

### 3. 労働時間管理

労働時間管理は、出退勤は出勤簿、時間外労働は超過勤務命令簿、年次有給休暇及び特別休暇・病気休暇は休暇簿により管理されている。労働時間管理は各部署で行われており、職員のみならず教員の勤務時間の把握や管理・監督者の勤務時間管理についても実行されるような仕組みが構築されている。時間外労働については、法に定める36協定も締結され、総務部で個人別・月別の実績を把握し、個人別時間外労働管理を行い、協定限度超労働の手続きについてもその都度なされている。また、総務部では労働時間管理の実情について全学的な調査を実施し、分析を行いつつある。

労働時間の短縮については、平成18年7月に労働時間短縮推進委員会の提言がまとめられた。この提言を検討の結果、平成18年11月に担当理事より「労

働時間の短縮対策について」(超過勤務縮減のための環境整備等、定時退勤日の設定、職員の意識の向上等、年次有給休暇の取得を推進)が各部局長に通知されている。しかしこの通知についての部局における実施状況が本部において把握されていない。

このように労働時間管理についての仕組みは労働基準法および就業規則に沿って構築されており、コンプライアンス上問題はないと考えられる。また、現在本部部門及び部局の労働時間管理の実情の把握と分析が行われつつあるが、これからは、「労働時間管理の実態」の把握・分析とともに「労働時間短縮の実態」についての各部局における実情を把握し、全学的な労働時間管理上の課題を明確にすることが必要である。そのうえで全学的な労働時間管理改善のための具体的な対応策を取りまとめ、着実に実行していくこと、さらに本部部門及び部局の実情に対応した具体的方策も合わせて実行していくことが平成18年度担当理事通達の「労働時間の短縮対策について」の施策を一層推し進めていくことになるものとする。

また、本部部門及び部局における労働時間管理に関する改善努力が継続されるよう総務部が支援していくことも必要である。例えば、労働時間の短縮に取り組む具体的な成果をあげている事例を全学に紹介するのも有効な施策の一つである。このような継続的な努力が総実労働時間(所定内実労働時間・時間外労働時間)の短縮を実現していくことにつながると考える。

以 上

# 本部の統制業務(放射線障害防止施策の一例)のPDCA

